

和仁会病院 通所リハビリセンター
指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人 和仁会が開設し、和仁会病院が実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にあるもの(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名称 医療法人 和仁会 和仁会病院通所リハビリセンター
- (2)所在地 長崎市中里町 96 番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名(常勤・専任)

医師は、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従業者と共同で作成するとともに、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

- (2) 専従する従業者

- ①作業療法士 2名(常勤・専従)
- ②理学療法士 2名(常勤・専従)
- ③看護師 3名(常勤・専従)
- ④介護福祉士 5名(常勤・専従)
- ⑤介護職員 1名(常勤・専従)
- ⑥介護職員 1名(非常勤・専従)
- ⑦事務職員 1名(非常勤・専従)

⑧管理栄養士 1名配置

⑨言語聴覚士 1名配置

専従する従業者は、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から土曜日(但し国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

② 営業時間 午前8時40分より午後5時

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、1単位50人とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

①指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

②居宅と指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション間の送迎

③指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおける入浴介助

④指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおける特別入浴介助

2 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。

(1)目的

①ADLの低下防止

②QOLの維持・向上

③寝たきり防止

④社会性の維持・向上

⑤精神状態の改善

⑥その他利用者の状態の改善

(2)訓練等

①治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

②日常生活動作に関する訓練

③自助具適用・使用訓練

④運動療法

⑤物理療法

⑥歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施地域)

第9条 長崎市(日見、東長崎地区)、諫早市(旧諫早市、旧飯盛町、旧多良見町)の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合

の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。また以下の項目については費用を徴収する。

- ① 第9条に規定した実施地域外の利用者に対する送迎費は実施地域を越えた所から実費を徴収する。
- ② 利用者の希望によって通常の単位時間を超えて行うリハビリテーションの場合(但し単位内におけるリハビリテーションは定員を超えない)
- ③ 食費 510円(ただし、短時間利用の契約をした場合はおやつ提供はなく460円)
- ④ その他、日常生活に係わる費用

2 利用者の希望により①から④の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
- (2)始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4)非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5)火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動

であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人和仁会和仁会病院が定めるものとする。

(職員の質の確保)

第 14 条 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講ずる。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 16 条 当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 17 条 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 虐待の防止のための定期的な研修を実施する。

(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第 18 条 当事業所では、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録に残す。